

公害等調整委員会告示第三号
宮ヶ瀬ダム関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成十七年六月六日

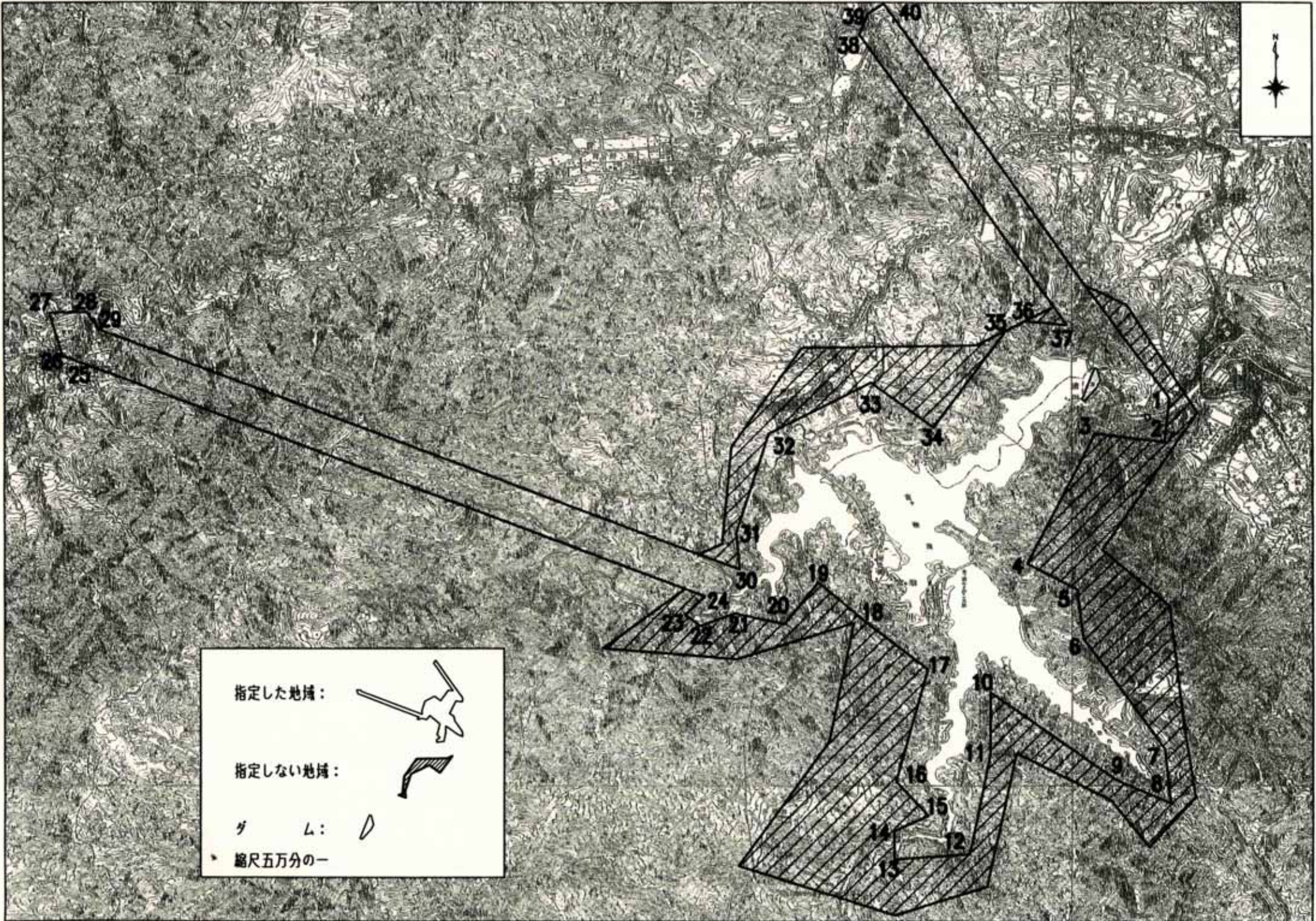
公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 指定番号 指定第二四一号
- 二 指定請求公示の年月日 平成一六年五月二五日（公害等調整委員会公示第三号）
- 三 請求者名 国土交通大臣
- 四 地域の所在地 神奈川県愛甲郡愛川町、同郡清川村及び津久井郡津久井町地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第四〇号と第一号とを結ぶ直線

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X(・)メートル	座標Y(・)メートル	
1	五〇、八〇六	五一、一六一	表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	五一、二九七	五一、一九〇	
3	五一、一九九	五一、九四四	
4	五一、五九二	五三、六七九	
5	五一、八六〇	五三、一五七	
6	五三、三九二	五三、〇八八	
7	五四、五七二	五一、二二九	
8	五五、一三四	五一、一八四	
9	五四、九〇五	五一、七四一	
10	五三、九六五	五四、〇七八	
11	五四、六一二	五四、〇六六	
12	五五、六七〇	五四、二九九	
13	五五、七一八	五五、一〇二	
14	五五、四一四	五五、一〇九	
15	五五、二五六	五四、七二九	

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
四六、五四二	四六、六五五	四六、九三四	五〇、〇二二	四九、九八五	五〇、〇七五	五一、一二〇	五〇、六二七	五一、一七四	五一、二二七	五一、六二六	五〇、〇四二	四九、八二三	四九、八一六	五〇、一九二	五〇、三八三	五一、九一二	五三、一〇二	五三、二二三	五三、〇八六	五三、二二四	五一、七六八	五三、一九四	五三、七二三	五四、九〇四
五五、一四二	五五、三〇七	五五、三五八	五三、二二九	五三、六七四	五三、八七六	五四、六四四	五五、三〇三	五六、三九四	五六、七四八	五六、七〇八	六三、四三五	六三、五八二	六四、〇〇二	六三、九〇四	六三、六二二	五七、〇八三	五七、二九九	五七、一三八	五六、七七三	五六、二四四	五五、八八一	五五、三八五	五四、七三二	五五、〇七三

七 地域図 次の図の境界線により囲まれた地域



八 地域の面積 一、八一九・六三ヘクタール
九 指定の理由

1 請求地域は、神奈川県愛甲郡愛川町、同郡清川村及び津久井郡津久井町にまたがる相模川水系中津川に建設され、平成一三年度から本格運用を開始している宮ヶ瀬ダム、貯水池及び導水路並びにそれらの周辺地域である。

2 同ダムは、特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設された、堤高一五メートル、堤頂長約四メートルの重力式コンクリートダムであり、総貯水容量一億九、三 万立方メートル、有効貯水容量一億八、三 万立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保（最大二万五、四 キロワットの発電を含む。）を行っている。

3 請求地域の地形は、「藤野木 愛川構造線」と呼称される大断層によって、急峻な地形を呈する清川村及び津久井町側と緩やかな丘陵地形を呈する愛川町側に大きく二分される。主要山稜の標高は、約一、五 メートルの丹沢山地中心部から東方へと徐々に減じ、標高約五 〇一、五 メートルを呈する平均勾配約三 〇四 度の急傾斜山地が連なっている。当地域を流れる中津川は、丹沢山を源とし北東方向に流下しており、導水路の接続する道志川とともに相模川へ合流する。

地質は、主に火山砕屑岩類・火山岩類から構成される新生代新第三紀中新世の丹沢層群、愛川層群と主に黒色頁岩・粘板岩から構成され砂岩を伴う中生代白亜紀の小仏層群を基盤岩とし、その上に被覆層として、第四紀更新世の砂・礫層からなる段丘堆積物及び粘性土層からなるロームが分布している。

4 請求地域には鉱業権の設定はなされていないが、周辺地域には、砂鉱の試掘権及び石灰石等の採掘権がそれぞれ一件設定されている。

5 前記の地形及び地質からみて、請求地域のうち第六項の境界の内側（以下「指定地域」という。）において鉱物を掘採すれば、鉱種のいかにかわらず、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水等ダム、貯水池、導水路等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、請求地域のうち指定地域以外の地域（地域図において斜線を施した地域）においては、鉱物を掘採してもダム、貯水池、導水路等の保全に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

6 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかにかわらず、宮ヶ瀬ダムの公益性と比較して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域として指定する。

請求地域のうち指定地域以外の地域については、鉱物の掘採を禁止することは適当でないと認められるので、鉱区禁止地域に指定しない。